

## 六ヶ所村住宅用新エネルギー設備導入支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自然エネルギーを効率的に活用し、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、村民が居住する住宅に太陽光発電システム等の新エネルギー・省エネルギー設備を設置（以下「補助事業」という。）する場合において、その要する経費（以下「補助対象経費」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、六ヶ所村補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (対象機器等及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる機器は、機器本体、配管、部材及び架台の購入及び設置に関する経費（以下「対象機器等」という。）とし、補助金額は、別表1に定めるものとする。ただし、当該補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

### (対象者及び要件)

第3条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する場合でなければ交付を受けることができない。

- (1) 補助金の交付を申請しようとする者が、村内に居住し、又は居住しようとしている者で、電灯契約を結んでいる個人であること。（賃貸住宅は除く）
- (2) 補助金の交付を申請しようとする者が村税等を滞納していないこと。
- (3) 同要綱により、同一対象機器等による補助を受けていないこと。
- (4) 対象機器等を設置する建物は、居住の用に供されているものであること。（ただし、店舗、事務所等との併用は可とする。）
- (5) 対象機器等を設置する建物が補助金の交付を申請しようとする者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾が証明できること。
- (6) 工事請負契約書または売買契約書の契約年月日が、毎年4月1日以降で、翌年3月31日までに補助事業を完了するものであること。
- (7) 導入する対象機器等は未使用のものであること。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付申請者（以下「申請者」という。）は、毎年4月1日から翌年3月15日までの受付期間内において、対象機器等の設置及び施工前、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。ただし、対象機器等の設置及び施工着手後または、完了した後に交付申請を行う者については、補助金交付申請書（様式第1号）に規定する書類により工事完了日又は対象機器等の設

置完了日が当該会計年度の3月31日までの間であることが確認でき、かつ村長が第9条の規定による補助金の交付までに通常要すべき標準的な期間を考慮し必要な事務処理を行うことが可能であると認めたときは、申請を行うことができる。

- (1) 対象機器等の設置工事に係る工事請負契約書の写し（建売住宅の場合にあっては、売買契約書の写し）又は、対象機器等の購入に係る売買契約書の写し
- (2) 承諾書(様式第2号)（申請者以外に所有者がいる場合又は建物の所有者が異なる場合）
- (3) 対象機器等の設置場所を示す案内図、現況写真
- (4) 補助対象経費の内訳書又は見積書、機器の仕様カタログ(写し可)
- (5) 納税証明書
- (6) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、申請者に対し、必要に応じて対象機器等の設置工事等に関する書類の提示を求めることができる。

(受付及び交付決定の通知)

第5条 村長は、補助金の交付申請があった場合は、先着順に受け付けを行い、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書(様式第3号)を通知する。

(補助事業の変更等)

第6条 申請者が補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、すみやかに補助事業変更等承認申請書(様式第4号)を村長に提出し、承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により内容を審査し、変更等を承認したときは、その旨を補助事業変更等承認通知書(様式第5号)により通知する。

(実績報告)

第7条 申請者は、補助事業が完了した日から30日以内、又は補助事業が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の4月15日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に次の書類を添えて村長に報告しなければならない。

- (1) 申請者本人の住民票（発行日より3箇月以内のもの）
- (2) 対象機器等の設置工事が適正に施工されたことを証する写真
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 電力会社と締結した電力受給契約書の写し
- (5) 補助金振込先金融機関の通帳の写し
- (6) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対し補助金確定通知書(様式第7号)を通知する。

(交付時期)

第9条 補助金の交付は、前条の規定によりその額を確定した後、申請者からの補助金請求書(様式第8号)に基づき、一括交付する。

(状況報告)

第10条 申請者は、対象機器等の設置後において、村長の要求があった場合は、補助事業の遂行の状況に関し、村長に報告しなければならない。

(手続代行者)

第11条 申請者は、発電システムを販売する者(以下「手続代行者」という。)に対し、補助事業の関係書類に係る手続きの代行を依頼することができる。

(財産の処分の制限等)

第12条 財産処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

- 2 申請者は、補助対象事業により取得した財産(以下単に「財産」という。)を法定耐用年数の期間内に処分する場合、あらかじめ財産処分等承認申請書(様式第9号)により村長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 村長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し財産処分等承認通知書(様式第10号)により承認の通知をする。
- 4 申請者は、前項の規定により承認を受けた場合において、財産の処分による収入があった場合には、当該補助金の返還をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。